

入札の注意事項

1 代表者が入札される場合

代表者印を持参してください。なお、委任状の提出は不要です。

2 代理人が入札される場合

代表者ではなく代理人が入札される場合は、委任状が必要です。委任者印・代理人印を押印、必要事項を記入のうえ、入札時に持参してください。

なお、念のため、当日代理人の印鑑（委任状に押した印鑑と同じ印鑑）を持参してください。代理人入札の際は、代表者印は不要です。

3 入札書について

(1) 入札書及び入札書【再入札用】を用意してください。うち、【再入札用】は、再入札時に使用しますので、金額欄は記入しないでください。

(2) いずれもあらかじめ社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印の上、持参してください。

※ 社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用します。あらかじめ社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印の上、持参してください。

また、入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※1 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

※2 本件の消費税及び地方消費税（相当額）の税率は10%です。

※ この注意事項は、入札希望者の便宜を図るために作成した参考資料です。各入札者においては、必ず入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読・確認の上、書類作成等をお願いします。